

青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

青森市民美術展示館の位置を変更し、及び当該市民美術展示館の使用料の額を定めるため、提案するものである。

2 施設概要（詳細は別紙図面のとおり）

(1) 位置

青森市柳川一丁目1番5号（JR青森駅東口ビル4階）

(2) 面積

562㎡

(3) 展示室

ギャラリー1（58.37㎡）、ギャラリー2（97.18㎡）、
ギャラリー3（88.41㎡）、ギャラリー4（51.87㎡）、
シェアスペース（46.70㎡）

※1 シェアスペースは、ギャラリー1から4までを同一の者が借りる場合に使用を可能とし、それ以外の場合は通路として使用する。

※2 展示室天井の高さは3メートル

(4) その他

事務室、男女トイレ、多機能トイレ、授乳室、バックヤード

3 改正内容

(1) JR青森駅東口ビルへの移設に伴い、青森市民美術展示館の位置を変更するもの【第3条関係】

(2) 移設後の市民美術展示館の使用料の額を定めるもの【別表関係】

4 施行期日

教育委員会規則において定める日

（JR青森駅東口ビルの開業に合わせて供用を開始するもの（令和6年春予定））